



## 「通級による指導」

※ 上記のQRコードで、リーフレットの電子版（広島県教育委員会HP）を確認できます。

高等学校においては、平成30年度から、高等学校又は中等教育学校後期課程において、特別の教育課程を編成し、「通級による指導」を実施することが可能となりました。これにより、これまで以上に発達障害等により特別な教育的支援を必要とする生徒に対して、一人一人の状態等に応じた支援を行うこととなります。生徒・保護者の方で「通級による指導」を希望する場合、次の内容を参照の上、在籍する高等学校に御相談ください。

### Q1 どうして高等学校で「通級による指導」が制度化されたのですか。

小・中学校等においては、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級といった、「連続性のある多様な学びの場」が整備されています。

高等学校においても、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な指導支援を提供する「連続性のある多様な学びの場」の充実を目的に「通級による指導」が制度化されました。

### Q2 高等学校における「通級による指導」とは、どのようなものですか。

高等学校における「通級による指導」とは、指導の対象となる生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を、特別な場（通級指導教室）で受けるものです。

障害に応じた特別の指導は、授業時数として計上され単位認定されます。

### Q3 「通級による指導」は、どんな障害種別が対象ですか。

対象の障害種別は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱です。（学校教育法施行規則第140条）

### Q4 「通級による指導」では、何を指導するのですか。

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、特別支援学校の自立活動に相当する内容を指導します。

○ 指導内容の具体例は、次のとおりです。

- ・自分の障害特性を理解し、必要な支援を自ら求める方法について学ぶ学習
- ・人間関係の形成が苦手な生徒が、状況に応じた尋ね方等、自分の意思を伝える方法を学ぶ学習
- ・読むことが苦手な生徒が、学習内容の理解を図るため、音声教材の使用方法を学ぶ学習

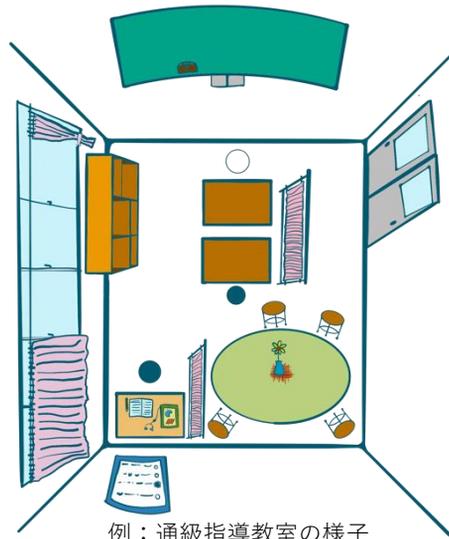
○ 時間割の例は、次のとおりです（時間割及び指導に要する時間は学校で異なります）。

通級による指導を**通常の時間割の中で**、週2時間実施する場合

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					

通級による指導を**通常の時間割以外（放課後等）に**、週1時間実施する場合

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					

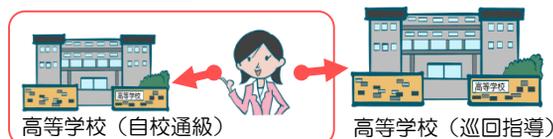


例：通級指導教室の様子



## Q5 「通級による指導」は、誰が指導するのですか。

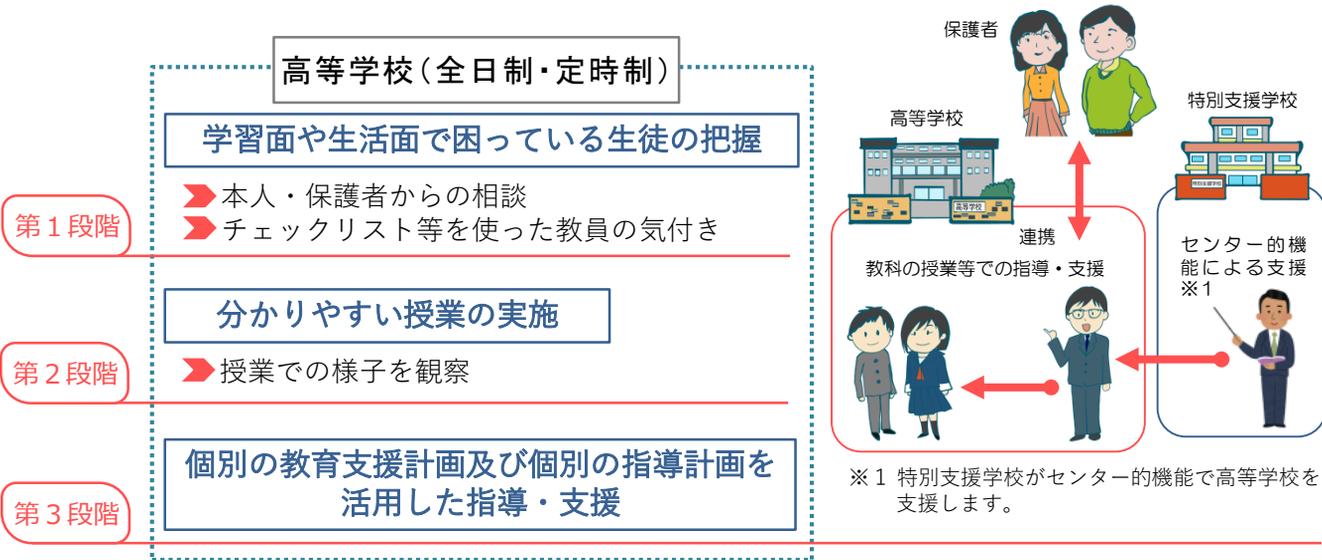
本県では、県立高等学校の通級指導担当教員又は通級担当教員が、本務校に在籍する「通級による指導」の対象となる生徒（対象生徒）を指導する（自校通級）と、通級指導担当教員が対象生徒が在籍する高等学校に赴き指導する（巡回指導）があります。



※この他に、通級指導担当教員の本務校に対象生徒が赴いて指導を受ける「他校通級」があります。

## Q6 どのようにしたら「通級による指導」を受けることができますか。

まず、高等学校が、学習面や生活面で困っている生徒の把握（**第1段階**）、分かりやすい授業を実施し、その生徒の授業での様子を観察（**第2段階**）、個別の指導計画等を活用した指導の工夫等の取組（**第3段階**）を行います。さらに指導支援が必要な場合、「通級による指導」を行います（**第4段階**）。



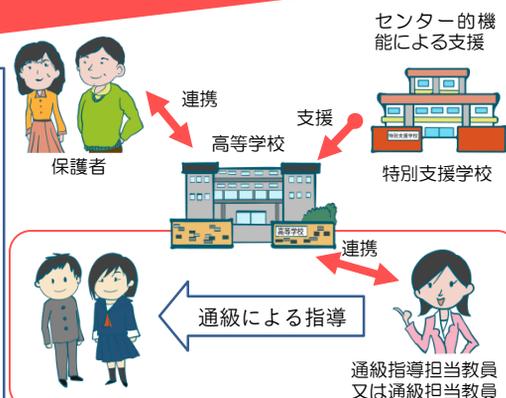
## 通級による指導

- 校内委員会で検討の上、校長が必要と判断し、生徒及び保護者が希望した場合、県教育委員会と実施の協議を行います。
- 特別の教育課程を編成し、授業として定期的、継続的に実施、単位認定します。



第4段階

通級指導担当教員又は  
通級担当教員による  
直接指導



## Q7 「通級による指導」の実施により、期待されることは何ですか。

- 生徒一人一人の教育的ニーズに即した、より適切な指導及び必要な支援をすることで、自立や社会参加に必要な能力が育成され、授業理解が進み、生徒の学習意欲や自己肯定感の向上が期待されます。
- 高等学校における特別支援教育が一層充実し、「通級による指導」を担当する教員だけでなく、教員の専門性の向上が期待されます。
- 障害のある生徒への支援を学校全体で行う、支援体制の充実が期待されます。

※1 特別支援学校のセンター的機能については、広島県教育委員会HPを御覧ください。  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/07challenge-center-teki-sentateki-eria-html.html>

問い合わせ先

広島県教育委員会 高校教育指導課 (082-513-4994)